# ゴールドカード 付帯保険のご案内

**INSURANCE BOOK** 

旅行傷害保険

ショッピング保険



本書は(株)エムアイカードが発行する「ゴールドカード」に付帯されている各種損害保険(会員の皆さまを被保険者としてエムアイカード〔契約者〕が保険料を負担しています。)についてその概要をご説明する目的でお送りしております。補償内容は会員の皆さまがゴールドカードをご利用いただいた場合の海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険、動産総合保険による補償です。詳しくは各項目をご覧ください。本書をご一読のうえ、保管いただきますようお願いいたします。また、海外旅行の際は緊急時に備えてご携帯ください。本書は、上記各保険の概要を説明したものです。保険の詳細についてはP. 28記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

# INDEX

■ゴールドカード 旅行傷害保険 1 海外旅行傷害保険	P. 7 ~ P.13 P.14 ~ P.15
┃ゴールドカード ショッピング保険 ·······	P.16 ~ P.18
【保険金請求について         1保険金請求手続き         2必要書類	P.19 P.20 ~ P.23
	P.24 ∼ P.26
国際電話のかけ方	$\mathrm{P.27} \sim \mathrm{P.28}$
■事故時の連絡先・お問い合わせ先	P.28
┃ゴールドカード 補償概要Q&A ┃カード紛失・盗難時のご案内	P.29 ~ P.30 P.31

※このご案内は(株)エムアイカード発行のゴールドカードに付帯する保険の概要をご説明するものです。

保険の内容は損害保険ジャパン株式会社との保険約款によります。

保険(補償)の内容は予告なく変更されることがありますので 予めご了承ください。

2023年11月現在

※海外旅行先の医療機関から提示を求められたときなどにご利用ください。

# GOLD CARD

OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED NO. : GOLD CARD NO.

INSURED : GOLD CARD MEMBER

COVERED PERIOD OF TRAVEL: Coverage shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, andshall terminate at the end of three(3) months or upon return to the residence, whichever is sooner. Under non circumstances shall this coverage extend beyond three(3)months for single overseas trip.

However, should the date of departure from the residence differ from the date of departure from the country, coverage shall commence at 0:00 of the day before departure from the country. Likewise, if the date of return to the residence differs from the date of return from the country, coverage shall terminate at 24:00 on the day after returning to the country, subject to the coverage limit of three(3)months.

### OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE

COVERAGE		CONTRACT AMOUNT (INSURANCE AMOUNT)	SELF- PAYMENT
	maximum amount	¥100,000,000	¥0
INJURY DEATH or RESIDUAL	ACCOMPANI- MENT	¥50, 000, 000 (maximum amount)	¥0
DISABILITY	WHEN MEET THE REQUIRE- MENTS	¥50, 000, 000 (maximum amount)	¥0
INJURY MEDICAL EXPENSES		¥3,000,000 (limit)	¥0
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	WHEN MEET	¥3,000,000 (limit)	¥0
BAGGAGE	THE REQUIREMENTS	¥1,000,000 (limit)	
LIABILITY		¥50, 000, 000 (limit)	
RESCUER'S EXPENSES		¥4,000,000 (limit)	¥0

This is to certify that "GOLD CARD OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are GOLD CARD member.

Sompo Japan Insurance Inc.

# ゴールドカード 旅行傷害保険

補 償 概 要: [海外旅行の場合] P. 7~P. 13をご覧ください。

[国内旅行の場合] P.14~P.15をご覧ください。

被保険者(保険の補償を受けられる方):ゴールドカード本会 員・家族会員

補償期間:ゴールドカード会員となった翌日以降(会員資

格が有効である期間)に開始された旅行が対象になります。海外旅行の場合は、海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発されてから住居に帰着されるまでの間で、且つ、日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までといいます。但し、日本出国日から3カ月(3カ月後の応当日の午後12時まで)を限度とします。ご利用条件・保険責任期間についてはP.7をご覧ください。国内旅行についてはP.15をご覧ください。

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社三井住友海上火災保険株式会社

この契約については、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

取扱代理店:株式会社 エムアイカード

# ご契約金額(保険金額)一覧

# ●海外旅行傷害保険

	補償内容	ご契約金額 (保険金額)	自己負担額							
	最高		1億円	0円						
ケガによ る死亡・	自動付帯		最高 5,000万円	0円						
後遺障害	利用条件を満たした	場合注	最高 5,000万円	0円						
ケガによる	治療費用	利満	300万円限度	0円						
疾病による	治療費用	用た条し	300万円限度	0円						
携行品の指	書	件た場	100万円限度	1 事故 3, 000円						
賠償責任		合油	5,000万円 限度	0円						
救援者費用	等		400万円限度	0円						

# ●国内旅行傷害保険

	補償内容	ご契約金額 (保険金額)	自己負担額	
ケガによ る死亡・ 後遺障害	利用条件を満たした	場合注	最高 5,000万円	0円
入院		利満た	日額 5,000円	0円
手術		条件を	5,000円× (10、20、40倍)	0円
通院		合	日額 3,000円	0円

- ※本カードの利用状況により、実際の保険金のお支払い可否は異なります。詳しくは、 $P.7\sim P.15$ をご覧ください。
- ※この保険契約の規定上、死亡保険金の受取人は海外・国内旅行 傷害保険とも、法定相続人に限ります。
- ※ゴールドカード付帯の旅行傷害保険(海外・国内)の死亡・後 遺障害保険金および入院・通院保険金額(国内のみ)のご契約 金額につきましては、他のクレジットカード付帯の保険契約か ら同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最 も高いご契約金額を限度として補償されます。 (後遺障害保険 金は最も高いご契約金額に普通保険約款に定める支払割合を乗 じた金額を限度として保険金をお支払いします。)

但し、海外旅行傷害保険で、他にお持ちのクレジットカードが 法人カードの場合には、それぞれのカードのご契約金額の合計 額が限度となることもございます。詳しくはP. 28の「お問 い合わせ先」にてご確認ください。

- ※海外旅行傷害保険の各種保険金(死亡・後遺障害保険金を除きます。)につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合にはこれらの契約のご契約金額を合算した額を限度として補償されます。
- ※補償内容についてはP. 7~P. 15をご覧ください。
- ※補償内容については諸般の事情により一部変更することがございます。詳しくはP. 28の「お問い合わせ先」にてご確認ください。
- (注) 利用条件についてはP. 7, P. 14~P. 15をご覧く ださい。

# 1. 海外旅行傷害保険の補償内容

ゴールドカード会員となった翌日以降(会員資格が有効である期間)に開始された旅行が対象になります。

- ●自動付帯:保険責任期間は、P. 4の補償期間をご覧ください。 補償内容は、P. 8~P. 9「自動付帯」の項目を ご覧ください。
- ●利用条件を満たした場合:以下のご利用条件、保険責任期間を ご覧ください。補償内容は、P.8~P.13「利 用条件を満たした場合」の項目をご覧ください。

# ご利用条件

- ①被保険者が日本国を出国する以前に公共交通乗用具または募 集型企画旅行の料金を本カードによりお払い込みになられた 場合。
- ②被保険者が日本国を出国する以前に公共交通乗用具または募 集型企画旅行の予約を行い、且つ、その料金を本カードによ りお払い込みになられた場合。
- ③被保険者が日本国からの出国後、公共交通乗用具の料金を本 カードによりお払い込みになられた場合。
- ④被保険者が日本国からの出国後、公共交通乗用具の予約を行い、且つ、その料金を本カードによりお払い込みになられた場合。

### ※募集型企画旅行

…平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

### ※公共交通乗用具

- …航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、雷車、船舶、バス等をいいます。
  - ※公共交通乗用具の料金には、定期券・回数券の購入は 含まれません。

### 保険責任期間

ご利用条件に合致する海外旅行について、海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発されてから住居に帰着されるまでの間で、且つ、日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までをいいます。

但し、その料金のお払い込みに本カードをご利用いただいた時 以降に限ります。また、1回の海外旅行ごとの保険責任期間は、 それぞれ次の期間をもって限度とします。

- ①日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金の お払い込みに本カードをご利用いただいた場合は日本出国時 から3カ月後の応当日の午後12時までの旅行期間。
- ②①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお払い込みに本カードをご利用いただいたときは、最初の利用時から3カ月後の応当日の午後12時までの旅行期間。

	補償	内容		ご契約金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
ታ	死亡・ 後遺障害 保険金	自動付利用条を場合	件し	1億円 最高 5,000 万円 最高 5,000 万円	旅行期間中の事故による ケガが原因で事故発生日 からその日を含めて 180日以内に亡くな られた場合または後遺障 害を生じた場合	①亡くなられた場合…ご契約金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いし品…の金額で表別で表別で表別ででは、一年の一年度に応じて当りの3%ででは、一年の一年度に応じて当りの3%では、一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	<ul> <li>ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>無資格運転、酒気帯び運転</li> <li>被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガまたは外科手術その他の医療措置</li> <li>戦争、その他の変乱(テロ有責)</li> <li>放射線照射・汚染・原子核反</li> </ul>
Ä	治療費用	.]		1事故に つき 300万円 限度	旅行期間中の事故による ケガが原因で医師の治療理 (義手および義足の修理 を含みます。)を受けられた場合 注:事故の発生の日から その日を含め受け た治療に関した費用 に限ります。	した金額をお支払いします。 次の①から③までの費用のうち実際に支出された金額をケガの場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回を限度としてお支払いします。 ①治療のために必要な次の費用(1)診察大院費、人院費、人院費、人院費、人院費の大きので強力で、第急によびの大きでので通費、緊急移送費、転院費(人人民たの	応 ■危険なスポーツ (ピッケル等 の登山用具を使用する山岳 登はん・スカイビング 等)中のケガ ■むちうち症または腰痛等でそ れらの症状を裏付けるによりる医学的他覚所見のな等
疼	治療費用		利用条件を満たした場合は	1事故に つき 300万円 限度	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	病院で治療が不 病院で治療が不 可能である場合等) (4) 選択を事務に (4) 選択を事務に (5) 義手・義足の修理費(ケ がの場合のみ対象とない。 (6) 保険師の診断書とない。 (6) 保険師の診要となります。 (7) 保険のの設理とない。 (8) 保師の診要となり。 (9) 保険によりまして20万円限度。 (1) 身の回りはより、 (1) 日間際電話料等の通にをがいる。 (2) 国際電話をいるが、 (3) 治療復場までは、 (4) では、 (5) では、 (6) 保険ののでは、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (1) をは、 (1) をは、 (2) では、 (3) 治療復働者をは、 (4) では、 (5) 下 (5) 下 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (8) では、 (4) では、 (5) では、 (6) により、 (7) では、 (7) では、 (8)	■ご契約者、故意または闘争行為、被原体をは重大の動力を表している。 ● 自身行為、犯罪行為または闘争行為、犯罪行為、犯罪行為、犯罪行為、犯罪行為、犯罪行為、犯罪行為、犯罪所以,不是不可以,不是不可以,不是不是不是不是,不是不是,不是不是,不是不是,不是

補償内容		ご契約金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
	利用条件を	5, 000 万円限度	旅行期間中に偶然な事故により他人にケガタルの物(レたなせたり他人にケガタルとの物(レた旅行用これを含みます。)、を含みとにより任を負担された場合	次の①②のうち実際に支出された金額を1回の事故につきご契約金額を限度としてお支払いします。  ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた次の費用 ○撰急措置費用 ○訴急措置費用 ○訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用	■で契約を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
	満たした場合館	1旅行 期100万限 開700 関100 関100 110 110 110 110 110 110 110	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有する物)が盗まれたりこわれたりした場合	時価または修理費のいずれたいでは、 には終れます。但しまたは1対 10 (1点または1対) 10 万所をのででであまる。 また、にのででである。 また、でのででである。 また、でのででである。 は、一ついたがは、一ついたがでである。 でである。 でである。 でである。 でである。 ででは、一ついたがでである。 ででは、一ついたがでである。 ででは、一ついたがでである。 ででは、一ついたがでである。 では、一ついたがでである。 では、一ついたがでである。 では、一ついたがでである。 では、一ついたがでである。 では、一ついたができに、一つででは、一ついた、一つでで、一つで、一ついた、一つで、一つで、一ついた、一つで、一ついたが、一つで、一ついた、一つで、一ついた、一ついた。 では、一ついたが、一ついた、一つで、一ついた、一ついた、一ついた、一ついた、一ついた、一ついた、一ついた、一ついた	■物行旅行、

(次ページへ続く)

補償内容	ご契約金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
利用条件を満たした場合は	400万円限度	世界会に な の治間めくし師且きてすに以(にし)空明合がま救っ公さ被認赴対中発含に な の治間めくし師且きてすに以(にし)空明合がまなる必要なり、の自来的は故で緊動と関場者た援ながをら8らに場によけそ日た期を後治合ま続さ旅治にし等遭にき急ががに合の後者りかり、の以場間開き療にたしれ行療限りい行しりい捜要察り(順が出日のませ)がいるの場合ははてた財を後い行しりい捜要察り(順が出日のませ)がいるの場合はなな必要等よ。無にのませがようながである。(年記者は、の合乗舶は故で緊動と関場者を援なながである。)、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を援なる。」、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を援なる。」、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を指する。」、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を接ない。」、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を接ないる。」、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を表する。」、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を接ながある。」、「は、の合乗舶は故で緊動と関場者を接ながある。」、「は、、の合乗舶は故で緊動と関場者を対して、、の合乗舶は故で緊動と関する。」、「は、、の合乗舶は、の合乗舶を、の合乗舶は、の合乗舶を、の合乗組を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗舶を、の合乗車を、のを、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、の合乗車を、のを、の合乗車を、のを、のを、の合乗車を、のを、のを、のを、のを、のを、のを、のを、のを、のを、のを、のを、のを、のを	被保険者の次の質問をおして、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	■被保険金受取した場合を受取した場合を受取したならうのをでいるのでは関係をはいるのでは、というというでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、

※1 上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきます。

※2 上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。

※3 旅行をキャンセルした場合や、旅行期間中に旅行をとりやめ帰国した場合および旅行期間を延長しなくてはならない場合等に新たに生じる費用(キャンセル代・航空運賃等交通費・ホテル等客室料および諸雑費)につきましては、補償の対象とはなりません。

12

# 2. 国内旅行傷害保険の補償内容

- ご利用条件:①被保険者が本カードにより、航空券を予め購入し、当該航空機に乗客として搭乗中に偶然な事故によってケガをされ、下記 お支払いする保険金(1)~(5)に該当した場合。
  - ②被保険者がチェックインする以前に本カードで宿泊料金を支払った宿泊施設に宿泊中に、火災、破裂、爆発によってケガをされ、下記お支払いする保険金(1) $\sim$ (5)に該当した場合。
  - ③被保険者が本カードにより、宿泊を伴う募集型企画旅行※1の料金を予め支払い、当該募集型企画旅行参加中に偶然な事故によってケガをされ、下記お支払いする保険金(1)~(5)に該当した場合。
  - ④被保険者が本カードにより、公共交通乗用具搭乗券※2を予め購入し、当該公共交通乗用具※3に乗客として搭乗中に偶然な事故によってケガをされ、下記お支払いする保険金(1)~(5)に該当した場合。

<b>'</b>	内容	-	保除全たな古むいする場合		な去せいできたいまた場合
<b>補償</b> 死亡・後遺 障害保険金	利用条件を場合は	<b>ご契約金額</b> 最高 5,000 万円	時の接続交通乗用具搭 乗中を含みます。 ②被保険者が日本国内を 旅行中に泊施設に下る として滞在中に、火傷 とし発事故に、場等 を被り、	お支払いする保険金 左記の①から③によりその傷害が原因で事故発生日から180日以内に (1) 亡くなられたとき保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 (2) 後遺障害が生じたときその程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%~100%をお支払いします。 左記の①から③によりその傷害が原因で (3) 入院されたとき入院保険金日額×入院日数(事故日より180日限度)	お支払いできない主な場合  ・被保険者や保険金受取人の故意または重失な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転 ・脳疾患、心他変乱 ・危険なスポーツ(ピッケル等の登山用具を使用するグ等)中の事故・地震、行動・通っない場合(1)通常でない場合(1)通常であり時を含みます。) (2)通常業務範囲内での移動中の事故(但し、出
入院保険金		1日につき 5,000 円	から (5) までに該当 した場合。 ③被保険者が宿泊を伴う 募集型企画旅行※1に 参加中に傷害を被り、 右記の (1) から (5) までに該当した場合。	(4) 入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき入院保険金日額×手術の種類に応じて定めた倍率(1回の事故につき、1回の手術に限ります) (5) 通院されたとき通院保険金日額×通院日数(事故日より180日以	中の事故は除きます。) (3)日常生活範囲内での買物 や遊興目的の外出中等、旅行を目的としない外出中の 事故 例)買物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気・ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、
通院保険金		1日につき 3,000 円		内で90日限度)	映画鑑賞、観劇(コンサート・舞台・ミュージカル)、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ

注:入院保険金、通院保険金は、事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

### ※1 募集型企画旅行

- …平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。
  - 詳しくは旅行代理店にご確認ください。
- ※2 公共交通乗用具搭乗券
  - …定期券、回数券は含まれません。
- ※3 公共交通乗用具
  - …航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス等をいいます。
- ※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきます。

14

# ゴールドカード ショッピング保険

# ショッピング保険〈国内/海外〉(動産総合保険)の補償内容等

補 償 概 要:ゴールドカードを利用して購入された商品に偶

然な事故により損害が生じた場合に補償します。 補償 金請 求者: ゴールドカード本会員・家族会員

補 償 期 間:ゴールドカード会員である期間

年間補償限度額:1カードの1事故お支払限度額および年間のお

支払限度額は300万円

自己負担額:1回の事故につき3,000円

※全損となる場合または事故が火災(焦げ損害を除きます。)、落雷、破裂または爆発による場合は、免責金額(3,000円)を差し

引きません。 対象・エードズ利用物

補 償 金 額:カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が必要な場合は修理金額)から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

※物品の購入に際しゴールドカードと現金、商品券等を併用された場合には、カード利用額から3,000円を控除した額を限度とします。

補償を受けられる方および補償金を請求できる方:

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。 したがいまして、これらの方々からの補償の対象となる物品を 譲り受けた方も補償を受けることができます。但し、いずれの 場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

### 引受保険会社:

損害保険ジャパン株式会社(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

取扱代理店:株式会社 エムアイカード

この契約については、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理 ・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に 応じ連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

### 補償金をお支払いする場合

補償期間内にゴールドカード会員がゴールドカードを利用されて購入された物品(詳細は下記)で購入日(配送等による場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内海外間わず)によって損害が生じた場合。

※オンラインショップも対象となります。

※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款・特約集に基づきます。 詳細はP.28の「お問い合わせ先」にご確認ください。

## 補償の対象とならない物品

会員が購入された物品であっても、次に挙げる物は補償の対象となりません。

- (1) 船舶(ヨット・モーターボートおよび、ボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品
- (2) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する もの
- (3) 動物および植物
- (4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。) 旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット
- (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- (6) 携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- (7) 食料品
- (8) 会員が従事する職業上の商品になるもの
- ※三越商品券・伊勢丹商品券・札幌丸井今井商品券・岩田 屋商品券・全国百貨店共通券で購入された物品は対象と なりません。
- ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されること もございます。

詳しくはP. 28「お問い合わせ先」にご確認ください。

※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可 否は、別途普通保険約款・特約集に基づきます。詳細はP.28 の「お問い合わせ先」にご確認ください。

# 補償金をお支払いできない主な場合

- (1) 会員または補償金を受け取られる方の故意または重 大な渦失に起因する損害
- (2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害
- (3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠 陥およびこれらの欠陥に起因する損害
- (4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害
- (5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- (6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害
- (7) 置忘れまたは紛失に起因する損害
- (8) 地震、噴火または津波に起因もしくはこれらに随伴 して生じた損害
- (9) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮 ・土砂崩れ・落石等の水災に起因する損害
- (10) 詐欺または横領に起因する損害
- (11) 物品の誤った使用に起因する損害
- (12) 物品の配送中に生じた損害
- (13) 損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下 (格落ち損害)
- ※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款・特約集に基づきます。詳細はP.28の「お問い合わせ先」にご確認ください。
- ※損害が第三者の行為により生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、およびゴールドカード会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。
- ※ゴールドカード会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保 全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠 および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必 要な費用は損害保険会社が負担します。
- ※ゴールドカード会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽微につとめなければなりません。

# 保険金のご請求について

(手続き・必要書類・事故時の連絡先)

# 1. 保険金請求手続き

### ●海外旅行傷害保険

○ ここでご説明する保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。

現地ではP. 24~P. 26に記載しております「海外ホットライン」によって必要書類のお手配から保険金支払いまでを行っております。

帰国後保険金を請求される際には、現地でしか手配できない「2. 必要書類」(P.  $20 \sim P$ . 21) に挙げる書類(一覧表の太枠内)を忘れずにお持ち帰りいただき、万一事故にあわれたら、直ちに『損害保険ジャパンエムアイカード事故受付デスク』宛てに事故の内容をご連絡ください。(P. 28)

直ちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする 場合がありますのでご注意ください。

※現地にて保険金請求手続き等でお困りの場合は「海外ホットライン」をご利用ください。(P.24~P.26)

# ■国内旅行傷害保険

- ○お支払いの対象となる事故によって受傷され、または亡くなられたときは会員または保険金を受け取るべき方は、万一事故にあわれたら、直ちに『損害保険ジャパンエムアイカード事故受付デスク』宛てに事故の内容をご連絡ください。 (P. 28) 直ちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- ○会員または保険金を受け取るべき方が保険金の請求をされるときは、「2.必要書類」に挙げる書類をご提出ください。(P. 2 2 ~ P. 2 3)

# ●ショッピング保険

- ○お支払いの対象となる損害が発生した場合には、直ちに『損害保険ジャパンエムアイカード事故受付デスク』宛てに事故の内容をご連絡ください。(P. 28) 直ちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする
  - 場合がありますのでご注意ください。
- ○会員の方が保険金の請求をされるときは「2. 必要書類」に 挙げる書類をご提出ください。(P. 22~P. 23)

# (必要書類一覧表に関する注意事項)

- ※◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、 ※印は当社所定用紙があるものです。
- ※その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ※各請求書類は原本をご提出ください。
- ※盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要となります。 事故証明がない場合は、第三者証明が必要になります。
- ※海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要になります。
- ※事故証明書等の発行手数料は、保険金のお支払い対象外です。
- ※写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金のお支払い対象外です。

# 2. 必要書類

●海外旅行傷害保険◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものでは認められません。※印は当社所定用紙があるものです。

						>•< 1-1-3	13 I	11川	1/15/14 (2)	3 0 V)	- 9 0				
	\		ご請求				金剣	治 療	## /二 口	ᇵᅩ	後遺	救援者	賠償責任	£保険金	
必	要書	類		の <sup>3</sup>	種类	頁 		食 用保険金(傷害・疾病)	携行品 損 害 保険金	究 に 保険金 (傷害)	後 障 害 保険金 (傷害)	費用等保険金	対人	対物	ご 案 内
パ	ス	ポ	_	ŀ	コ	ピ		0	0	0	0	0	0	0	日本出国・入国のスタンプのページおよ び顔写真ページのコピーをご用意くださ い。
*	保	険	金	誹	j	求	書	0	0	0	0	0	0	0	事故のご報告後郵送させていただきます。
	医	師	の	彰	含	断	書	0					0		現地発行のものをお持ち帰りください。 (注記の下線部をご参照ください。)
ıπ	治	療費の	)明細	書お	ぶよで	び領リ	仅書	0					0		病院への支払いが済んでいない場合は病 院からの請求書で結構です。
現地で	死ၤ	亡診麼	折書ま	たは	死t	二検	<b>案書</b>			0		0	0		診断者または検案した医師または病院発 行のものをご用意ください。
しか手配	事	故	Z i	証	l	明	書	0	0	0	0	0	0	0	最寄り警察署または官公署発行のもの、 やむを得ない場合、第三者の証明でお手 続きさせていただくことがあります。
肌できない	支	出を	: 証	明~	す・	る書	<b>類</b>	0				0			現地で支出した費用の領収書をご用意く ださい。
ない書類	示	談書	・示	談	金	領巾	又 書						0	0	作成してください。但し、大きな事故の 場合は安易な示談は避け「海外ホットラ イン(P. 24~P. 26)」までご相 談ください。
	損証	害額明	(修) す	理費		:ど) 書	を類		0					0	損害を与えたものの価格、修理費等を証 明する書類(修理費用見積書、修理費領 収書)、写真などをご用意ください。
*	損	害	品	明	]	細	書		0						請求書の所定欄をご利用ください。
損	害	額を	: 証	明~	す・	る書	<b>芦類</b>		0						損害品のご購入当時の領収書、保証書を お持ちでしたら、ご提示を願います。
法	定	相続	人の	印	鑑	証り	書			0					市区町村役所でお取り付けください。
会	員	の	印	鑑	証	明	書				0				同上
除	籍	後	0)	戸	籍	謄	本			0					同上
法	定	相翁	1人	D J	i (	籍 謄	本			0					同上
委			任				状			0					必要な場合は別途保険会社よりご案内さ せていただきます。
*	後	遺	障	卓	診	断	書				0				同上
そ		の	他	0)		書	類	0	0	0	0	0	0	0	同上

<sup>(</sup>注)本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。原則として<u>請求額が30万円以下の場合は診断書は省略できます。</u>疾病の場合は事故証明書は必要ありません。

●国内旅行傷害保険 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものでは認められません。 ※印は当社所定用紙があるものです。

MINISTER/ACTURATE DE SON COMO										
ご請求になる保険金の種類必要書類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院	ご案内				
※保険金請求書	0	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえご署名・ご捺印く ださい。				
事故証明書	0	0	0	0	0	事故の形態により交通事故証明書・罹災証 明書等をご提出ください。				
※傷害状況報告書	0	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえご署名・ご捺印く ださい。				
法定相続人の印鑑証明書	0					市区町村役所でお取り付けください。				
会員の印鑑証明書		0	0	0	0	同上				
死亡診断書または死亡検案書	0					医療機関に作成をご依頼ください。				
※後遺障害診断書		0				同上				
除籍後の戸籍謄本	0	0				市区町村役所でお取り付けください。				
法定相続人の戸籍謄本	0					同上				
※医師の診断書			0	0	0	医療機関に作成をご依頼ください。				
※同意書	0	0	0	0	0	会員またはご家族がご署名・ご捺印くださ い。				
※委任状	0	0	0	0	0	会員以外の方が保険金を請求・受領される 場合に必要です。				
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊 を伴うものであることを証明する書類	0	0	0	0	0	国内旅行傷害保険の場合				
その他の書類	0	0	0	0	0	必要な場合は別途保険会社よりご案内させ ていただきます。				

(注) 原則として請求額が30万円以下の場合は診断書は省略できます。

# ●ショッピング保険〈国内/海外〉

	3717				
で請求になる保険金の種類必要書類	盗難事故 保 険 金	破損事故保 険 金	火災事故保 険 金	その他の 事 故 保 険 金	で案内
保険金請求書 (所定用紙)	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえ、ご署名・ご捺印ください。
罹災証明および盗難届出済証 明書	0		0		管轄の警察署・消防署で発行いたします。
修理費請求書または見積書		0	0	0	購入先または修理先で発行いたします。
本カードでのお買いあげ控え	0	0	0	0	
写真		0	0	0	
その他関係書類	0	0	0	0	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていた だきます。

(注) 破損の場合、損害保険ジャパン株式会社にご連絡される前に被害品を処分された時は、保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

# 海外でお困りの際のホットラインサービス

ケガや病気をされた場合や損害賠償を請求された場合、 身の回り品の盗難・損害にあった場合

海外ホットライン(日本語対応)をご利用ください。

# Q:どんなサービスですか?

★: ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償の請求をされたり、携行品の損害が生じたとき等の事故についてのご相談や保険についてのご相談を、アシスタンスセンターで、年中無休、さまざまな通話を無料で24時間いつでも受け付けています。

日本語を話せるスタッフが応対しますので安心してご利用 ください。

※このサービスは、株式会社プレステージ・グローバルソ リューションとの提携により損害保険ジャパン株式会社 の海外旅行傷害保険ご契約のお客さまに対して提供させ ていただくものです。

# Q:サービスの具体的な内容は?

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス

ケガ・病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。

- ◎日本人医師・最寄りの医療機関の紹介・予約
- ◎医療機関へのキャッシュレス治療の手配
- ◎医師や医療機関との緊急時の通訳サポート
- ◎保険金請求に必要な書類の手配
- ◎付添者、通訳等の手配
- ◎警察への盗難届、事故証明書入手等のサポート
- ◎現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続き等
- ■保険相談サービス

保険全般に関するさまざまなご相談を承ります。

- ◎現在ご加入いただいている保険の内容に関する照会
- ◎旅行期間延長の手続きに関わる照会
- ◎その他保険に関わる各種照会・相談
- ※ご滞在地域によってはキャッシュレス治療サービス等 一部のサービスがご利用いただけない場合があります ので予めご了承ください。

# Q:サービスは無料ですか?

▲: はい。サービスご利用の際に発生する費用は、ご契約の海外旅行傷害保険で対象となる限り、お客さまのご負担とはなりません。

但し、海外旅行傷害保険のお支払い対象とならない場合や お支払いの費用がご契約金額を超過する場合の超過部分に ついてはお客さまのご負担となりますので予めご了承くだ さい。

# Q:サービスを利用するときの申込方法は?

▲: ご滞在地域により連絡先の電話番号・電話方法が異なります。地域をご確認のうえ、右の表の電話番号までお電話いただければ、日本語を話せるスタッフが24時間受け付けます。

# アシスタンスセンターへのご連絡方法

アシスタンスセンターへの電話番号は次のとおりです。 トールフリーダイヤルおよびコレクトコールのかけ方はP. 27 をご覧ください。

一部、コレクトコールをご利用いただけない国もございます。

f	3客さまの滞在地	電話番号(無料電話)		
	アメリカ本土・アラスカ・ ハワイ	1-833-950-0893		
	カナダ	1-833-907-6700		
北米	アルゼンチン	0800-777-0085		
ハワイ 中南米	コロンビア	01-8009-812123		
NOTE I	ブラジル	0800-761-0212		
	ペルー	0800-53-280		
	メキシコ	01-800-123-3308		
	中国	4001-203739		
	香港	800-90-0356		
	韓国	00798-81-1-0831		
	台湾	00801-81-2770		
アジア	タイ	1800-011-212		
	シンガポール	800-8110-82		
	フィリピン	1-800-1-8110336		
	インドネシア	007803-81-1-0038		
	ベトナム	120-81-045		
オセアニア	オーストラリア *1	1-800-718-264		
7 (7 –7	ニュージーランド	0800-64-0363		
	イギリス	0808-23-44567		
	イタリア	800-7-83839		
	オーストリア	0800-298828		
	ギリシャ	00-800-8113-0137		
	スイス	0800-89-5138		
	スウェーデン	020-790-250		
	スペイン *2	9009681-90		
ヨーロッパ	チェコ	800-143-106		
J 11//	デンマーク	8025-4536		
	ドイツ	0800-1-80-2112		
	ハンガリー	06-800-21617		
	フランス・モナコ	0800-90-6165		
	ベルギー	0800-1-2552		
	ポーランド	00-800-811-1219		
	ポルトガル	800-8-81-040		
	ルクセンブルク	8002-6045		

お客さまの滞在地		電話番号(無料電話)
アフリカ	南アフリカ	0800-99-5549
中近東	アラブ首長国連邦	800-081-0-0144
	イスラエル	1-80-946-5201
ロシア	ロシア	8-800-301-8861

お客さまの滞在地	電話番号
無料電話がご利用になれない場合や 上記以外の国・地域から(東京センター)*3	(81) 50-3820-1301

- \*1 クリスマス島、ココス・キーリング諸島は除きます。
- \*2 スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は除きます。
- \*3 その他の地域もしくはトールフリーダイヤルがご利用出来ない場合は、コレクトコールで東京センターまでご連絡ください。 コレクトコールのかけ方は次ページをご覧ください。 コレクトコールがご利用出来ない場合は、東京センターまで直接ご連絡いただき、折り返しご連絡するようお申しつ

国事情により電話番号の変更が行われる場合がございます。 各番号で電話がつながらない場合は、東京センターにコレクトコールでおかけ直しください。

電話番号は、お間違いのないようおかけください。

## ~トールフリーご利用上の注意~

けください。

滞在の国・地域によってはトールフリーに対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話からトールフリーにご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

# 国際電話のかけ方

# コレクトコールのかけ方

お客さまご自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール (料金受信人払い通話) で電話をしてください。

(注) ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があり、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

# 〈参考〉オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む 場合の英会話例

ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータ を呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you? (オペレータです。)

お客さま : I'd like to make an overseas collect call to Tokyo.

Teléphone number is 81–50–3820–1301 for Prestige International. This is Miss Hanako Mirai in room 2 0 1.

(東京へコレクトコールをお願いします。電話番号は81-50-3820-1301のプレステージインターナショナルです。こちらは201号の未来花子です。)

オペレータ: Hang up, please.

(一度切ってお待ちください。)

※Hold the line, please. と言われたら、電話器を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line. Go ahead, please.
(お待たせしました。出ましたのでお話しくださ

# オペレータが、こう言ったら……

())

- Hold on, please.または、Hold the line, please. (受話器を切らずにそのまま待つ)
- ・Hang up (and wait), please. (一度切って待つ)
- ・Mr. A is on the line. (Aさんが出ました)
- ・Go ahead, please. (どうぞお話しください)
- ・The line is busy. または、The number is busy. (お話中)

### **通話無料・インターナショナル・トール・フリー(料金無料)**

通話無料およびインターナショナル・トール・フリーは、ご利用可能地域が決まっており、通話無料は原則同国内から、インターナショナル・トール・フリーは前ページに記載されている地域からのご利用となりますので、その他の地域からは、コレクトコールで電話してください。基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

○例えば、ニューヨークから海外ホットラインのセンターに電話 をかける場合



相手の電話番号 (海外ホットラインセンター)

※センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因およ び現在地その他担当者が求める情報を冷静にお知らせくださ い。

# 事故受付・カード付帯保険全般に関するお問い合わせ先

### [海外]

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合等はP. 24~P. 26の「海外ホットライン」をご利用ください。

[各種事故時の連絡先(ご帰国後の連絡先)]

『損害保険ジャパンエムアイカード 事故受付デスク』

**2** 0 1 2 0 − 5 8 3 − 1 5 5

受付時間:午前10時~午後8時 (365日受付)

保険以外のゴールドカード付帯サービス全般についてのお問い合わせはゴールドカード裏面に記載の専用電話番号をご利用ください。

# ゴールドカード 補償概要Q&A

# 旅行傷害保険

### ●疾病治療

- Q1. 旅行前に治療をしていた風邪が悪化して旅行中に受診 した場合は対象ですか?
- ▲1. 対象外です。(旅行行程中に発症したものが対象です。)
- **Q2**. 旅行中に具合が悪くなり、帰国後に治療を受けた場合 は対象ですか?
- A2. 帰国後72時間以内に医師の治療を受けた場合は対象ですが、それ以降に受診された場合は対象外です。
- Q3. 歯が痛くなり、治療を受けた場合は対象ですか?
- **A3**. 歯科治療は対象外です。
- **Q4**. 転倒し、歯が折れたため治療を受けた場合は対象ですか?
- A4. ケガの事故による歯の治療は対象となります。但し、 入れ歯等、自身の歯でない場合は対象外となる場合もご ざいます。

# ●傷害治療

- Q1. 旅行中捻挫し、帰国後に治療を受けた場合は対象ですか?
- A1. ケガの治療は、旅行中に発生しているケガであれば、 初診日に制限なく対象となりますが、旅行期間中の事 故との因果関係の確認を行う場合があり、事故発生日 よりその日を含めて180日間の治療費用等が対象と なります。

### ●携行品

- **Q1**. トイレにカバンを置き忘れたため、戻ったら盗難されていた場合は対象ですか?
- **▲1**. 対象外です。 (置き忘れによる盗難は対象外です。)
- Q2. 同行者に預けていた物が盗難された場合は対象ですか?
- **A2**. 対象外です。ご自身が携行されている場合のみ対象となります。
- **Q3**. 航空会社に預けたスーツケースが破損して戻ってきた場合は対象ですか?
- **A3**. 搭乗中に航空会社に預けていたスーツケースは携行中 とみなすため対象です。
- Q4. 航空会社に預けたスーツケースが破損して戻ってきたため、宅配便で自宅まで送った場合、その宅配便の費用は対象ですか?
- ▲4. 対象外です。 (破損の修理に関する費用のみが対象となります。)

- **Q5**. 現地でパスポートを盗まれてしまった場合、再発給の費用は対象ですか?
- **本5**. 対象となります。但し5万円が限度となります。(自己負担額3.000円)

## ●その他

- Q1. 搭乗予定の飛行機が欠航となったので、ホテルに泊まらざるをえなくなってしまったのですがホテル代は補償されますか?
- ▲1. 対象外です。航空機遅延費用等の特約は本契約にはセットされておりません。
- Q2. 預けておいた手荷物の到着が遅れたので取り急ぎ身の 回りの品を購入せざるを得なかったのですが、補償されますか?
- A2. 対象外です。寄託手荷物遅延費用等の特約は本契約に はセットされておりません。
- Q3. 海外旅行のホテル代のみを本カードによって支払った 場合は補償されますか?
- A3. 対象外です。日本国を出国する以前であれば公共交通 乗用具または募集型企画旅行の料金、日本国を出国後 であれば公共交通乗用具の料金を本カードで支払った 場合に限ります。詳しくはP. 7をご覧ください。

# ショッピング保険

- Q1. 昨日買ったものをどこかで落としてしまったのですが、 対象となりますか?
- **A1**. 対象外です。(紛失は対象外です。)
- **Q2**. 1年前に買ったものを落としてこわしてしまったのですが対象となりますか?
- **A2**. 対象外です。購入から90日までが補償対象です。(詳細はP.16~P.18をご覧ください。)
- Q3. もともとこわれていたものは対象となりますか?
- A3. もともとこわれていたものは対象外です。販売元へお問い合わせください。(家に帰る途中でぶつけてこわした等の場合はお支払いの対象となります。)
- Q4. 地震で落下して破損したのですが対象になりますか?
- ▲4. 対象外です。(地震による事故は対象外です。)

# カード紛失・盗難時のご案内

# カード紛失・盗難の際は下記まですぐにご連絡ください。

株式会社 エムアイカード **03-6626-0338** 紛失盗難受付窓口 (24時間受付)

※併せて最寄りの警察または交番にもお届け出をお願いいたします。

# 海外でカード紛失・盗難にあわれたら

●海外でのカード紛失・盗難の際は下記まですぐにご連絡ください。

※ダイヤル直通で自動的にコレクトコールになります。

国・地域		国際フリーダイヤル番号
中国	北部地域	10800-811-1360
中国	南部地域	10800-281-2719
台湾		00801-81-2785
韓国		00798-81-1-0839
シンガポール		800-8110-840
タイ		1800-011-227
マレーシア		1-800-81-0673
アメリカ本土・ハワイ		1-833-460-2198
カナダ		1-833-511-5979
イギリス		0808-23-44061
イタリア		800-7-85513
フランス		0800-90-7674
オーストラリア		1-800-716-861

※ホテルや公衆電話などからお電話される場合には、別途電話使 用料を請求される場合がございますので、予めご了承ください。